

平成 13 年 3 月 5 日制定  
2012 年 9 月 3 日一部改正

### 本学会年会費徴収方法の特例

本学会雑誌論文投稿の共著者及び学術大会における共同演者は、本学会会員でなければ共著者、共同演者になれないため、入会金、年会費を納入して本学会会員になります。

しかし、口腔外科分野以外の分野(例へば病理、放射線等)の共著者、共同演者について会員継続を希望しない場合は、例外として以下のような取扱いとします。

- 1．当該共著者、共同演者に、投稿・申込みの時の入会手続に際し、会員継続を希望しない旨明記してもらい、その年度で退会扱いとする。(学会側で退会処理を行う。)
- 2．前項で退会扱いとなった共著者、共同演者が、翌年度再度共著者、共同演者となった場合は年会費のみ納入してもらおう。
- 3．第 1 項で退会扱いとなった共著者、共同演者が、翌々年度以降に共著者、共同演者となった場合には、新入会の場合と同じ扱いとなり、入会金と年会費を納入してもらおう。

以上